

大村市ボランティアグループ活動助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ボランティアグループ活動助成金（以下「助成金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(助成金の対象)

第2条 助成金の対象とするボランティアグループ（以下、「グループ」という。）は、大村市ボランティアセンターに登録し、次の各号に挙げる条件を備えたものとする。

- (1) 活動実績が1年以上あること。（当該年度4月1日現在）
- (2) 宗教・政治活動等の関与がないこと。
- (3) 活動する会員数が3名以上であること。
- (4) 構成員の内、18歳以下の者が過半数を超えないこと。
- (5) 活動に対し、実費相当額以上の金品を受け取っていないこと。
- (6) 原則として月1回以上の継続した活動をしていること。
- (7) 公共団体・民間団体から恒常的に助成金等を受けていないこと。

2 前項の規定に係らず、新規グループ立ち上げ助成については、第1項第1号の規定は適用しない。

(助成金の種類及び額等)

第3条 助成金の種類及び額等は、別表に定める基準によるものとする。

2 助成金の上限は、大村市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）が定める予算の範囲内とする。

(助成金の申請)

第4条 助成金を受けようとするグループは、当該年度の定められた日までにボランティアグループ活動助成金交付申請書（様式第1号）を本会会長へ期限までに提出しなければならない。

(助成決定)

第5条 本会会長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、市民活動推進協議会において助成の可否及び交付額を決定し、通知（様式第2号）するものとする。

2 前項の助成の決定を受けたものは、助成事業の変更（軽微な変更を除く。）をしようとするとき又は助成事業を中止若しくは廃止する場合においては、ボランティアグループ活動助成金事業（変更・中止・廃止）申請書（様式第3号）を本会会長に提出して承認を受けなければならない。

(実績報告)

第6条 助成金の助成を受けたグループは、その活動を完了したときは、年度終了後1か月以内にボランティアグループ活動実績報告書（様式第4号）を本会会長に提出しなければならない。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年5月16日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。


この要綱は、令和4年7月11日から施行する。

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別 表

ボランティアグループ活動助成一覧

助成金の種類	助 成 内 容	助 成 対 象	助成期間	助 成 額
運営費助成	グループを運営するために必要とする経費の一部を助成する。	運営費の確保が難しいグループ 新規グループ立ち上げ助成との併用は不可	単年度 原則 3 年を目安とし、3 年ごとにグループ活動内容等をアセスメントし、継続するか協議会で決定。	上限3万円
新規グループ立ち上げ助成	ボランティア活動を行うグループの設立に対して立ち上げ費用を助成する。	新規設立グループ 新規設立から2年以内 ※1 団体 1 回限り	単年度	上限3万円
研修会等助成	グループ会員のレベルアップを図るための研修会等に参加、又は開催する場合に助成する。 一般市民向けに広く公募する研修会等の開催に助成する。	新規グループ立ち上げ助成との併用不可	単年度 原則 3 年を目安とし、3 年ごとにグループ活動内容等をアセスメントし、継続するか協議会で決定。	上限3万円

 この助成金は、赤い羽根共同募金の配分金及び大村市の予算を基に大村市社会福祉協議会から交付されます。